今期における審議経過のまとめ(素案)

「ローマ字のつづり方」(昭和 29 年内閣告示第 1 号)が実施されてから、既に 70 年近くが経過している。

ローマ字によって、国語に基づく人名や地名、駅名、店名、社名、品名などを表示する 習慣は、社会生活に広く定着してきた。ローマ字は、日本語の表記において欠かせない位 置を確立している。

ただし、当初想定されていた、国語の文や文章をローマ字だけでつづる習慣までが国民の間に定着してきたとは言い難い。国語に関する世論調査(令和5年3月調査 回答数 3579) においては、「日本語をローマ字で書き表す」ことが「ある」と回答した人は全体の 27.6% であった。この 988 名のうち「手紙や日記などの一まとまりの文章全体」を書くことがあると回答した人は 3.8% である。

実際のローマ字使用は、定住外国人や海外からの旅行者・訪問者の増加に伴い、地名や駅名、人名など固有名詞を中心とした日本語を示すために、様々な場所で行われている。 これらは、主に日本語を母語としない人たちへの配慮によるものであると考えられる。

その結果、内閣告示において「一般に国語を書き表す場合」に用いることとされてきた第1表の表記(いわゆる訓令式に基づく表記)よりも、「国際的関係その他従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り」使用しても差し支えないとされていた第2表の一部に見られる表記(いわゆるヘボン式に準ずる表記)が、広く使用されているという実態がある。国の各機関においても、例えばパスポートや各種案内表示などで、ヘボン式が採用されてきた。

このように、ローマ字によって国語を書き表す上での現在における習慣は、昭和 29 年の内閣告示の時点に想定されたものとは大きく異なっていると考えられる。歴史的には内閣告示の第1表に示されたいわゆる訓令式によるローマ字のつづり方が優先されてきたにもかかわらず、社会生活には定着してこなかった。

このほか、新たな課題も生じている。外国語との関係、特に英語が国際語として広く用いられる状況が、国語におけるローマ字のつづり方に影響を及ぼしてきた。例えば長音のつづり方においては、英語の表記に合わせて長音符号を使わない書き表し方が用いられることが多い。「オノ」と「オオノ」が共に「Ono」と書かれるなど、日本語としての意味の判別に関わる音の長短の区別ができないローマ字表記が見られる場合がある。

また、平成期以降、ローマ字のつづり方とは別に、情報機器への入力に用いられる「ロ

ーマ字入力」が広く普及し、従前とは異なる形でローマ字を活用する機会が増えている。 それによって、本来は別のものであるローマ字入力の方法が、ローマ字のつづり方と混同 される場合も見られる。

これらのとおり、一般の社会生活におけるローマ字使用の実態は、現行の内閣告示が示すものとは大きく異なるものとなっている。それとともに、英語をはじめとする外国語との関係や情報機器への入力との関係で、かつて想定されなかった課題も生じてきた。こうしたローマ字使用に関する社会状況は、小学校をはじめとする学校教育におけるローマ字の扱いに影響を及ぼしたり、各分野のローマ字表記の在り方に不統一をもたらしたりしているおそれもある。

以上から、文化審議会国語分科会は、ローマ字のつづり方について、現状を更に調査しよく整理した上で、必要な手当てを行うことが必要であると結論付けた。「ローマ字のつづり方」の改定も視野に入れながら、将来にわたって国語におけるローマ字が適切に用いられるよう、現在各分野で行われている慣用を尊重しつつ、混乱や不具合が生じている部分を解決するような考え方を改めて示す必要がある。